

茨城県JAフレッシュミズの会規約

(構成)

第1条 この会は、20代・30代・40代のJA女性部員をもって構成する。

(名称)

第2条 この会は、「茨城県JAフレッシュミズの会」といい、事務局を茨城県農業協同組合中央会内に置く。

第3条

(事業)

第3条 この会は、茨城県JA女性組織協議会規約・第4条の事業をうけて、以下の内容を活動の柱として詳細は毎年の総会で決定する。

- 1 組織強化活動
- 2 農業技術研修活動
- 3 健康管理活動
- 4 生活設計活動
- 5 親子ふれあい活動

(機関)

第4条 この会に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 委員会
- 3 監査委員会

(総会)

第5条 総会は、毎年度1回4月または5月に会長が招集するものとする。ただし、会長または委員会が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の成立)

第6条 総会は、会員の代表者をもって構成し、代表者の半数以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(議長)

第7条 総会の議長は出席者の中から選任する。

(総会の議決事項)

第8条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 事業報告ならびに収支決算の承認
- 2 事業計画ならびに収支予算の設定
- 3 会費の賦課および徴収方法
- 4 規約・規定の設定および変更
- 5 役員を選任
- 6 その他必要と認めた事項

(役員)

第9条 この会に次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 2名
委員 若干名
監査委員 若干名

(役員選出基準)

第10条 委員および監査委員は、各組織より1名の候補者を出し、総会で承認を受ける。

(会長・副会長の互選)

第11条 会長・副会長は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第12条 役員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、会を代表し、業務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- 3 委員は、委員会を構成し、業務の執行にあたる。
- 4 監査委員は、この会の会計および業務を監査し、その結果を総会に報告する。
監査委員は委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会)

第13条 委員会は必要に応じて会長が招集する。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2カ年とし、再選を妨げない。ただし2期までとする。また、任期途中において交替した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・参与)

第15条 この会は、総会の承認を経て、顧問・参与をおくことができる。
顧問はこの会の諮問に答え、参与は業務執行の相談に応ずる。
顧問・参与の任期は1期2年とし、再選を妨げない。

(会計)

第16条 この会の経費は、会費、助成金、寄付金および事業収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 この会に事務局を設け、事務局長および事務局員をおく。

経過措置

第8条第3号に規定するこの会の会費の賦課、および徴収については、当分の間、茨城県JA女性組織協議会において、賦課および徴収するものとする。

付記

この規約は、平成9年11月10日から施行する。
この規約は、平成11年6月28日から施行する。
この規約は、平成21年4月22日から施行する。